

【事例－1】

発生源：頭首工（堰）の放流
苦情内容：低周波音による建具のがたつき
対策方法：スポイラー増設

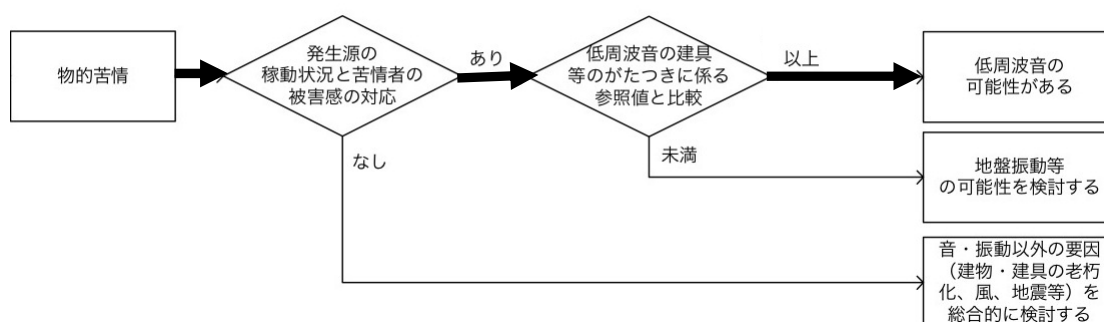
<苦情対応の概要>

頭首工（堰）の低周波音によると思われる苦情が寄せられたとの相談を発生源側より受ける。発生源側とともに苦情者宅を訪問し内容を聞いたところ、低周波音による物的影響と思われた。低周波音が発生する時期に発生源側により影響調査を行ったところ、頭首工が原因であると考えられた。そこで、発生源側で対策工事（スポイラー増設）を行った結果、苦情はなくなった。

（注）スポイラー；水膜分断装置のこと。水がゲートから落下する際、水膜が薄いと流れが不安定となって振動し、落下する水膜がスピーカのようになって低周波音を発生する場合がある。堰のゲート長手方向にスポイラーを設置することにより、越流する水膜を分断し水膜の振動を発生しないようにする。

<苦情対応の流れ>

低周波音問題の評価手順(物的苦情)



<苦情対応>

申し立て内容 の把握

頭首工（堰）によると思われる苦情相談が寄せられた。

- ・ 苦情者宅は頭首工周辺の2軒で、苦情者宅以外で苦情を申し立てている家はない。
- ・ 家屋はいずれも2階建ての一戸建てである。
- ・ 苦情者が影響を感じる場所は屋内である。
- ・ 苦情は、建具のがたつきであるが、地盤振動はない。
- ・ がたつきが起るのは、特定の建具である。
- ・ 音が聞こえたり感じたりすることはなく、圧迫感などの不快感もない。
- ・ 発生時間帯は夜や睡眠時、朝小屋で着替える時で、風の弱い日に起る。
- ・ 建具のがたつきは連続的である。
- ・ 当施設は昭和61年2月に設置された。
- ・ 春先の雪解け水が流れ出しある程度の越流水があるときに多く発生する。

現場の確認

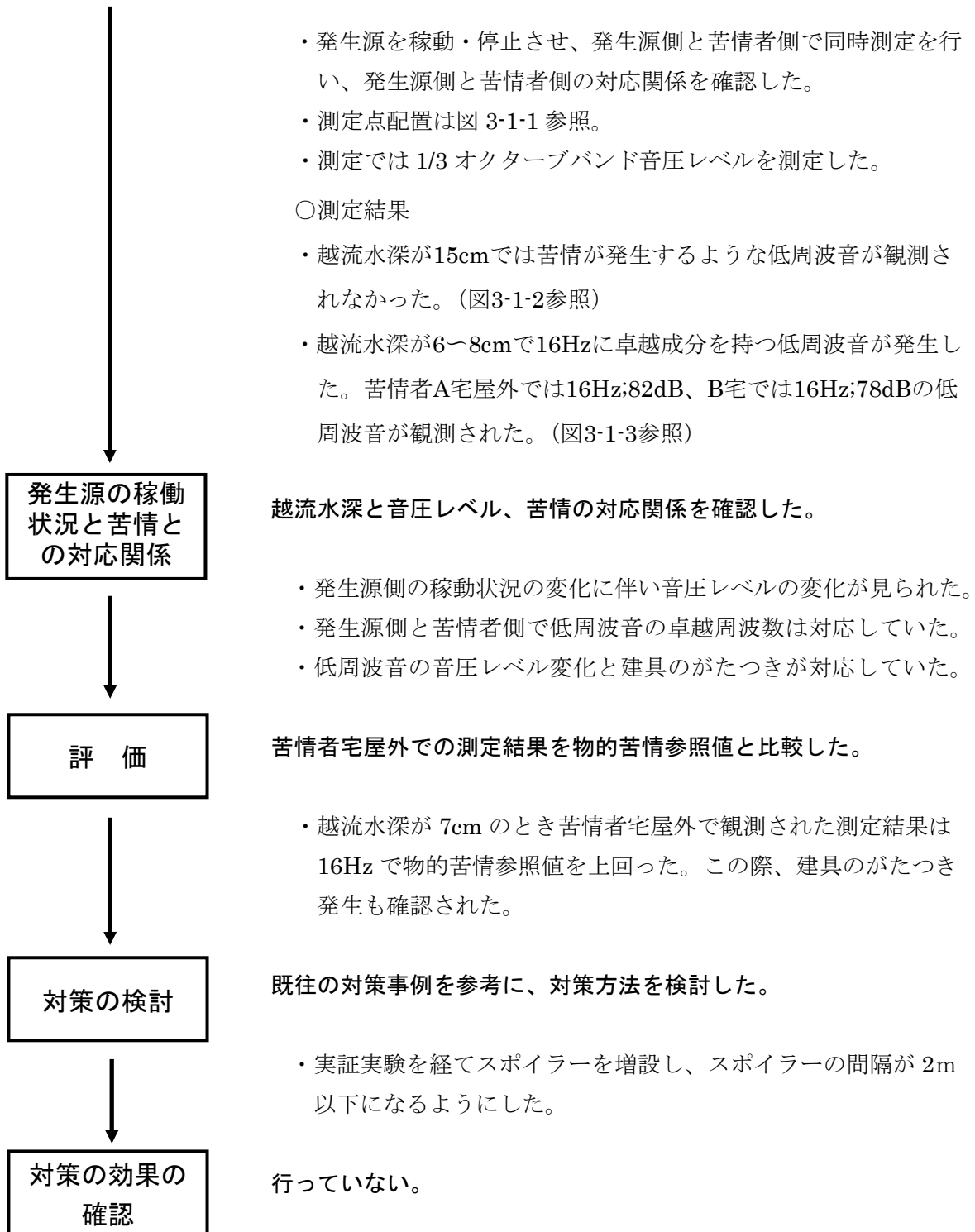
苦情者宅に出向き、再度聞き取りを行うとともに、発生源との位置関係・周辺の状況、苦情者宅の状況を確認した。また、調査員自ら苦情者が申し立てる被害感を感じるかを確認した。

- 苦情者への再度聞き取り結果
 - ・ 発生源者と話し合いをしている。
 - ・ 周辺地域で過去に苦情が発生したことがある。
 - ・ 過去に行政の対応はない。
- 調査員の所感
 - ・ 苦情者宅では建具のがたつきが発生しており、苦情者の申し立て内容が正しいことを確認した。
 - ・ 地盤振動はない。
 - ・ 圧迫感などの不快感はない。

測定

発生源の近傍と苦情者宅側の屋外で測定を行った。測定は発生源側により実施した。

- 測定方法



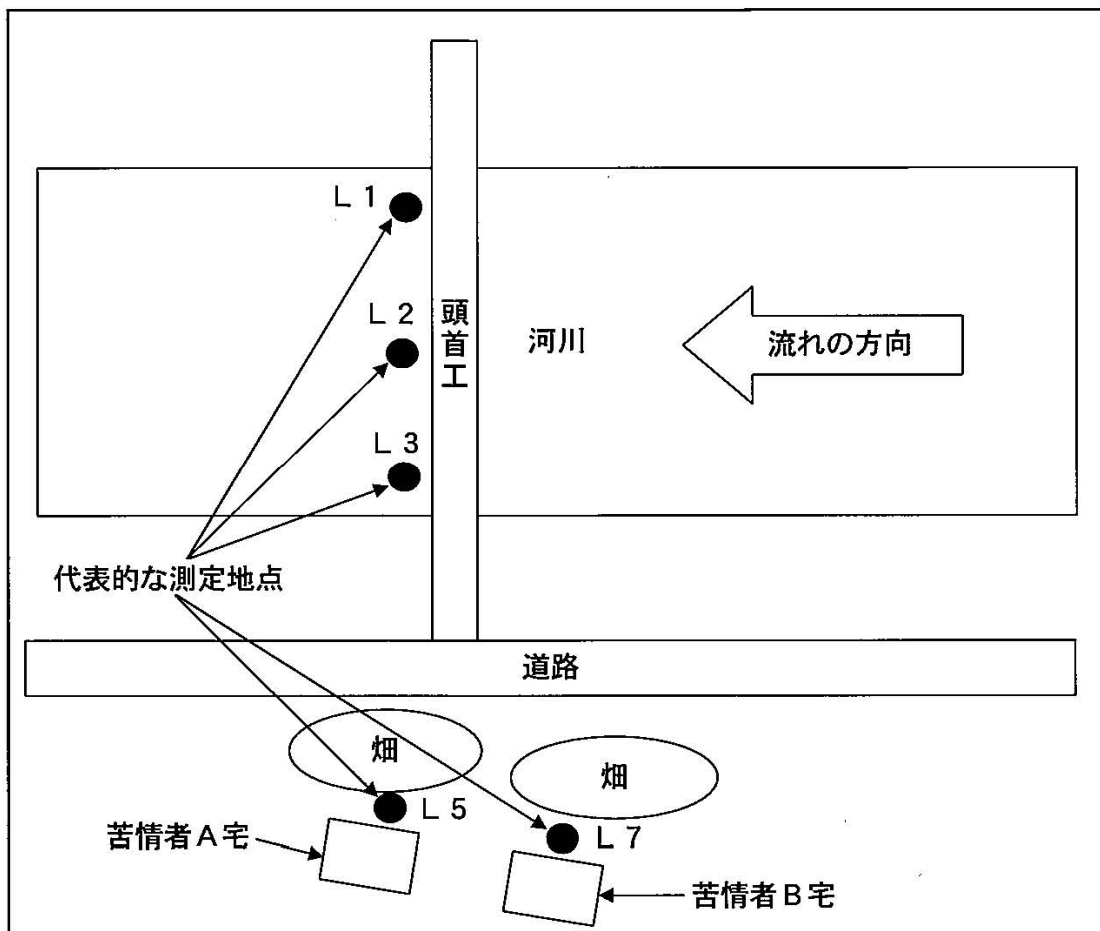


図 3-1-1 発生源側と苦情者宅の位置関係および代表的な測定地点

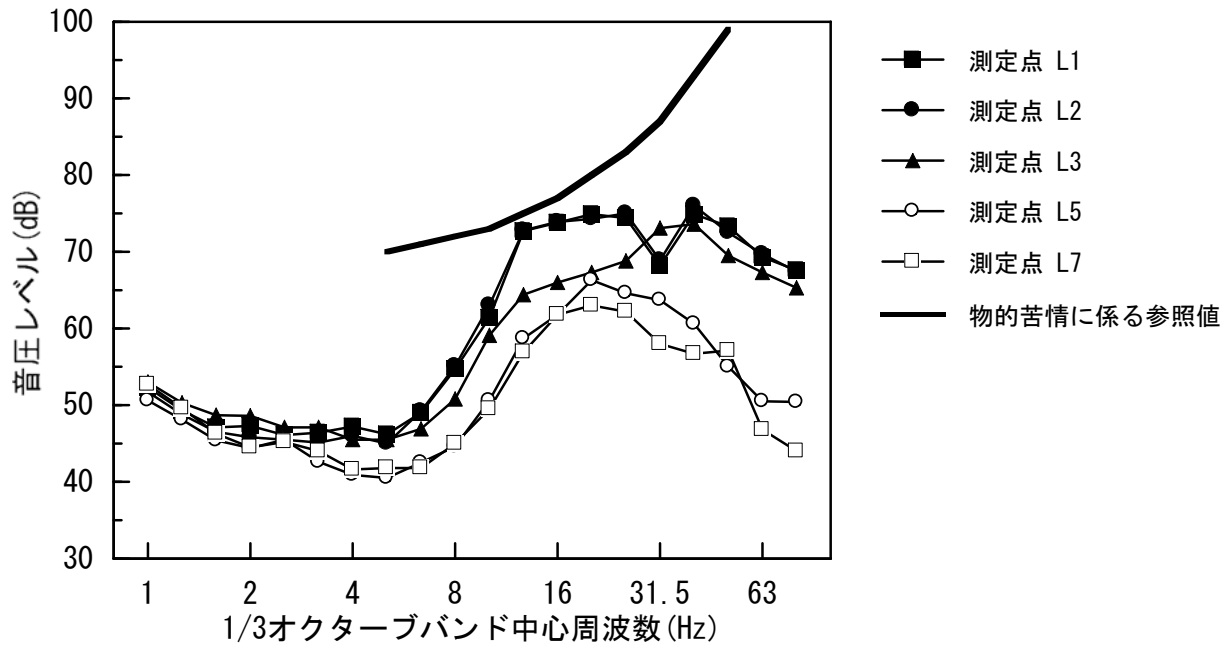


図3-1-2 低周波音測定結果（4/13測定；越流水深15cm）

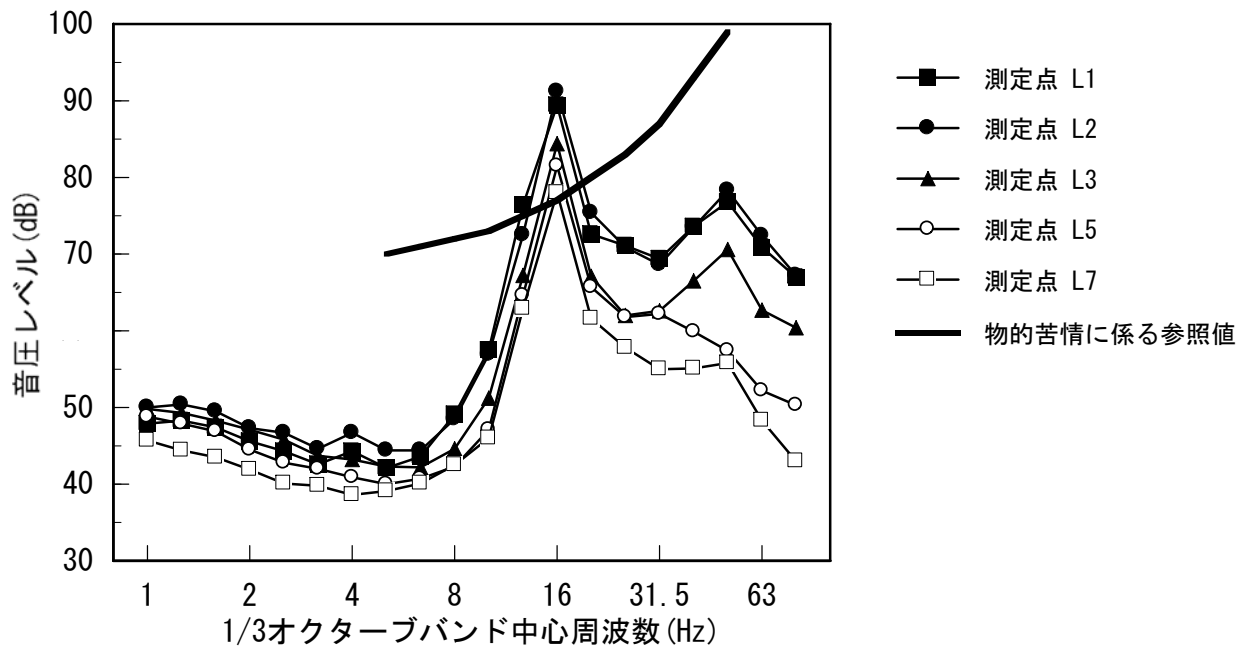


図3-1-3 低周波音測定結果（4/26測定；越流水深 7cm）